

令和元年度都区財政調整協議会幹事会協議内容（第3回都区財政調整協議会：R2.1.8）

取扱注意

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	外国人生活支援等事業費及び住居表示管理費の見直し	<p>平成25年度財調協議において、区側は外国人生活支援等事業費の案内板、標識等には「観光案内板」「広報案内板」「街区表示板」が含まれると主張していたが、観光案内板及び広報案内板は都市景観創出向上事業等の他事業と算定重複が生じていること、また、街区表示板のうちローマ字併記に係る経費についても、表示板設置時からローマ字併記が標準化しており、対応済みであることが都側調査で確認できたことから、外国人生活支援等事業費の案内板、標識等に係る経費を廃止する。</p> <p>また、住居表示管理費では、住居表示制度に係る表示板として住居表示板と街区表示板が算定されていると考えるが、都側調査によるとこれら表示板経費に過大算定が生じていることから実態を踏まえた見直しを行う。</p> <p>なお、区側が今回新たに算定すべきとする住居表示街区案内板は主に区道上に設置される公共サインであることから当該案内板の設置に係る経費は、観光案内板及び広報案内板と同様に、都市景観創出向上事業の算定対象となるため、都側提案を見直す必要はないと考える。</p>	<p>外国人生活支援等事業費及び住居表示管理費の見直しは、いずれも特別区の実態を踏まえた内容であるため、都案に沿って整理する。</p> <p>特別区としては、住居表示街区案内板に係る経費を住居表示管理費に反映させ、整理をするよう示したが、当該案内板について都側から他の案内板と同様に都市景観創出向上事業の算定対象となることが示されたことを踏まえ、都案に沿って整理する。</p>	<p>外国人生活支援等事業費について、算定内容（工事請負費）を見直す。</p> <p>また、住居表示管理費について、算定内容（需用費）を見直す。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
2	森林整備等に要する経費の新設（態容補正）	<p>森林環境譲与税を基準財政収入額に算入することに伴い、森林整備及びその促進に要する経費を態容補正により議会総務費において新規に算定することを提案するが、本事業は環境所管で実施しているという特別区の状況を踏まえ、衛生費で態容補正により算定すべきとする区案に異論はないため、区案に沿って整理する。</p> <p>なお、森林環境譲与税は、その使途を踏まえると、標準算定施設の改築時の木材利用等、普通交付金の投資的経費と重複算定する恐れがあるが、このような場合における木材利用等については、投資的経費とは別に、本経費で算定されているものと整理する。</p> <p>また、特別交付金の算定において、森林環境譲与税の充当事業が申請に含まれる場合、その事業費のうち、充当分については本経費で算定されることから、充当された森林環境譲与税額を特定財源としてみなすことが妥当と考える。</p>	<p>森林整備等に要する経費について、基準財政収入額に算入する森林環境譲与税と同額を基準財政需要額として算定するもので、妥当な内容であることから、都案に沿って整理する。</p> <p>また、森林環境譲与税の創設の目的が、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることであり、特別区では環境所管において、森林環境譲与税の趣旨の観点から踏まえた森林整備や木材利用等の環境への取組を推進させていることを踏まえると、衛生費の態容補正により整理することが妥当と考える。</p> <p>なお、特別交付金に係る取扱いについて、区側として異論はない。</p>	<p>森林整備等に要する経費について、態容補正により新規に算定する。</p>
3	福祉サービス安定化事業費（態容補正）の廃止	<p>本経費は、平成12年度に、介護保険の導入や福祉施策の新たな展開などの福祉施策の改革に伴い、各区が新しい福祉施策を自主的・弾力的に実施できるよう、財政基盤の安定化を図ることを目的として導入された。</p> <p>福祉サービス安定化事業経費が導入されてから20年が経過した現在、新たな福祉事業に対する更なる新規算定や算定充実を図ってきており、福祉施策の改革に伴う過渡的な算定として導入された本経費の役割は終えていることから、算定を廃止する。</p> <p>また、区側は、本経費の導入当初から、本経費を平成12年度の国民健康保険制度の見直しによる2/8の財源分と主張されていたが、平成30年度の国民健康保険制度の見直しを受け、都区いずれの見解からも、当該事業の役割は終えている。</p> <p>なお、単年度での廃止は、区間配分が変動し、各区の財政運営に影響を及ぼすという区側の懸念については、都としても理解するところであるため、令和2年度から段階的に算定額を縮減し、令和4年度に算定を廃止する区側修正案のとおり整理する。</p>	<p>これまで、福祉施策の充実に係るさまざまな経費が整理されてきたことは、区側としても認識している。その中には、法改正等によって義務付けられた事務に係る算定されて然るべき経費も含まれており、必ずしもすべてが本経費に対応するものとは考えていないが、各区が新しい福祉施策を自主的、弾力的に展開するための経費が一定程度財調上に算定されてきたことも踏まえると、本経費は概ね役割を終えたものと整理することもやむを得ないと考える。</p> <p>しかしながら、本経費は特別区全体の基準財政需要額の1%に相当する大規模な算定であり、単年度での廃止は、区間配分が変動し、各区の財政運営に影響を及ぼすことも懸念されることから、令和2年度から段階的に算定額を縮減し、令和4年度に算定を廃止すべきと考える。</p>	<p>福祉サービス安定化事業費の態容補正について、令和2年度から段階的に算定額を縮減し、令和4年度に算定を廃止する。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
4	認証保育所運営費等事業費の見直し	<p>認証保育所の施設数について、令和元年10月1日時点の施設数をもとに、標準区における算定施設数を、A型16所から14所に見直す。一方で、B型については、現行の2所を据え置く。</p> <p>あわせて、1施設あたりの年齢別定員数について、平成31年4月1日時点の定員数をもとに、B型の0歳児を9名から8名、1・2歳児を13名から14名にそれぞれ見直す。</p> <p>また、現在、標準区において1施設が設定されている開設準備経費については、令和2年度以降の特別区における開設予定数が些少であることを踏まえ、算定を廃止する。</p> <p>なお、現行算定では、都補助単価に連動して毎年度単価が見直されている一方、施設数及び定員数については、直近の状況が反映されていないことから、令和3年度以降の標準区設定にあたっては、毎年度、今回と同様の方法により、規模を設定し直すこととする。</p>	<p>都案は、直近の認証保育所の施設数や定員数をもとに標準区経費を見直すものであり、特別区の実態を踏まえた算定であると考えられることから、都案に沿って整理する。</p>	<p>認証保育所運営費等事業費について、算定内容（負担金補助及び交付金）を見直す。</p>
5	健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）の廃止	<p>本事業は、平成4年度財調協議で新規算定されて以降、一度も見直しがなされておらず、実施根拠である都要綱が廃止されている。また、本事業との重複を指摘した特定健診や健康増進事業は、過去の協議で適切に新規算定や見直しがなされていることから、本事業の算定は廃止すべきと考える。</p> <p>しかしながら、経費の検証を踏まえ判断すべきという区側意見や事業実態を把握することも必要と考えることから、特定健康診査や健康増進事業以外の事業で、既算定による事業実施の有無を都側において調査し、次年度において改めて協議したいと考える。</p>	<p>都案は、事業の見直しや整理がされていないことだけをもって廃止するというものであり、内容及び経費の検証が行われていないため、妥当ではないと考える。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>
6	自転車駐車場維持管理費（態容補正）の算定方法の改善	<p>財調算定の簡素・合理化の観点から態容補正を廃止し、23区総体で影響が生じないよう単位費用化を図る都案は、18区で決算額に近い額になる又は算定額が改善されるため、都案に沿って整理すべきと考える。</p>	<p>都案は、自転車駐車場の面積と人口との相関が高く、財調算定の簡素・合理化の観点から、態容補正を廃止し、単位費用化を図るという内容である。都側は23区総体で影響がないこと及び区間配分にも配慮した算定方法の改善であるとしているが、特別区の実態を踏まえておらず、区側において検証した結果、区間配分に大きな影響が出ることが確認できたことから、妥当ではないと考える。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
7	学校運営費（普通教室冷房設備）の廃止	<p>平成25年度財調協議による投資的経費の見直し以降、普通教室の冷房設備に係る経費については、経常的経費と投資的経費で二重に算定されている。</p> <p>なお、維持管理経費については、経常的経費に含まれていないか明確にされていない。</p> <p>また、平成25年度財調協議での投資的経費の見直しに伴う維持管理経費等の経常的経費への反映についても、平成26・27年度財調協議において整理がついているものと認識しているが、今回、都区双方で確認することができた一部の二重算定を解消するため、経常的経費の算定を廃止するのではなく、投資的経費から普通教室分に係る空調経費を除外する。</p>	<p>投資的経費では改築サイクルである47年に1回、改築に合わせて空調を設置する経費のみが算定されている。一方、経常的経費はすべての教室にリースで空調を設置・稼働するための経費を算定していることから、すべてが二重算定となっているとは言えない。また、現行の経常的経費は、維持管理経費を含んで算定していることから、仮に当該経費を廃止し、設置に係る経費をすべて投資的経費で算定するのであれば、維持管理経費を別途算定すべきである。これらことから都案は妥当ではないと考える。</p> <p>都側修正案は、維持管理経費を含まず、普通教室に係る空調設備経費のみを改築経費から除外する内容となっていることから、都側修正案に沿って整理する。</p>	<p>普通教室冷房設備費について、投資的経費の算定内容（改築経費）を見直す。</p>

【区側提案事項】

1 都区間の財源配分に関する事項

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	児童相談所関連経費	<p>今回の区側提案は、規模の異なる都児相の実績や、予算・決算を用いた標準区経費の設定や、都全体の経費を区部と市町村部の児童人口の比率により按分を行っていること、また、今回、区児相の施設規模の設定においては、子ども家庭支援センターの面積を除外しているとのことであるが、各区の設計上の面積と現在の標準区面積とは乖離があるため、現行算定部分も含めて妥当な水準なのかについても、改めて確認する必要があるなど、児童相談所関連経費における「あるべき需要」としての「普遍性」や「合理的かつ妥当な水準」を、現時点では判断できないものと考えている。</p> <p>区側からも、「子ども家庭支援センターの現行算定の面積であれば、児童相談所設置後の子ども家庭支援センターのあるべき水準としての面積を検証する必要があることから、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能」とあり、裏を返せば、児童相談所の経費についても、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能ということが明らかであり、区側も認識している表れである。</p> <p>このように、課題はあるものの、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点が最も重要であるという都区双方の共通認識を踏まえれば、都としても、児童相談所関連経費については、特別区で最初に児童相談所が設置される来年度に合わせて需要算定すべきと考えるものの、今後、区立児童相談所の決算が出た時点、区立児童相談所の数が増えた時点で、見直しを行うことが前提と考えている。</p> <p>(つづきあり)</p>	<p>都区財調の基準財政需要額に算定した上で、都区間の配分割合を変更することを提案する。</p> <p>特別区が児童福祉法に基づく児童相談所設置市に指定されることにより、当該区の区域においては、法定事務のみならず、都の社会的養護等に関する単独事業も含め、その関連事務が都から区に移管される。</p> <p>平成11年度第4回都区協議会で都区が合意した都区制度改革実施大綱では、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」に配分割合を変更することとしている。このことから、区側提案における来年度の基準財政需要額相当について、配分割合の変更を求める。</p> <p>なお、特別区の児童相談所は、来年度以降、順次設置されることから、その影響額に応じて、配分割合も順次変更していく必要があると考えている。</p> <p>都側より、配分割合について、「その算定すべき需要額が区立児童相談所の実態を踏まえたあるべき需要であるのか、合理的かつ妥当な水準となっているのかは、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能であることから判断がつかない」ため、「今後、開設を予定する22区の半数である11区の児童相談所の決算が出た時点で改めて協議すべき」との見解が示されたが、区側としては到底承服できる内容ではない。</p> <p>今後の推移を見ながら実態を踏まえた見直しを行っていくことは当然のことであり、現時点で見込まれる所要額を算定することは、現時点における合理的かつ妥当な水準としてのあるべき需要として算定するものであり、現在の財調算定全般を否定しかねない考え方であり、容認できない。</p> <p>この認識を前提に、都側の見解に対し、区側の考え方を4点述べる。</p> <p>(つづきあり)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>区側からは、「役割分担に応じて都区の財源配分を変更することは、都区協議会の場での合意事項」とする見解が示されたが、都区で合意したのは、「配分割合は中期的に安定的なものとし、『大規模な税財政制度の改正』があった場合、『都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更』があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。」ということであり、単に役割分担の変更があったことのみをもって配分割合の変更事由にあたるものではないことは、誤解のないようにはっきりと申し上げておく。</p> <p>また、地方交付税上の取扱いについて、中核市が児童相談所を設置した場合において、決算実績がない設置初年度より、都道府県分から市町村分へその需要が付け替えられているとのことであるが、地方交付税では、すでにそうした算定方法が確立している一方、財調では当該経費については未算定であり、児童相談所関連経費における「あるべき需要」としての「普遍性」や「合理的かつ妥当な水準」であるかは、現時点では判断できていない状況である。</p> <p>いずれにしても、都としては、その算定すべき需要額が区立児童相談所の実態を踏まえたあるべき需要であるのか、合理的かつ妥当な水準となっているのかは、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能であることから判断がつかないものである。今後、開設を予定する22区の半数である11区の児童相談所の決算が出た時点で改めて協議すべきものと考えている。</p>	<p>1点目として、来年度以降、順次、特別区が児童相談所設置市となることによって、当該区の区域において、児童福祉法に基づき、明確な都区の役割分担の変更が生じることになる。役割分担に応じて都区の財源配分を変更することは、都区協議会の場での合意事項である。</p> <p>現に、平成12年度に清掃事業の移管等に伴う配分割合の変更、また平成19年度に三位一体改革の影響への対応と合わせて都補助事業を区の自主事業化したことに伴う配分割合の変更が行われている。</p> <p>そもそも、配分割合の変更の事由を都区で合意しているのは、変更事由がなければ、中期的に安定させるためのものである。</p> <p>これは、都区が調整財源を共有している中で、税收の自然増減等による毎年度の過不足をめぐる争いを避け、双方の財政運営を安定的に行えるようにするためであり、変更事由がなければ、配分割合の範囲内で需要算定の調整を行うという趣旨である。</p> <p>今回、法令上の明確な役割分担の変更があるにも関わらず、配分割合を変更しないとなれば、都区間の合意事項を反故にすることとなり、今後の運用にも重大な支障が生じることになる。</p> <p>2点目として、地方交付税上の取り扱いについても、以前より申し上げているとおり、中核市が児童相談所を設置した場合において、決算実績がない設置初年度より、都道府県分から市町村分へその需要が付け替えられている。財調においても同様に扱うべきと考える。</p> <p>(つづきあり)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	児童相談所関連経費 （つづき）		<p>3点目として、来年度、財調算定の上、配分割合を変更し、その翌年度以降、特別区の児童相談所設置が増加する中で、決算実績により、その需要を見直しつつ、その算定規模を踏まえて、配分割合も順次変更していくことは、明確な役割分担の変更である以上当然の対応であり、技術的にも可能と考える。</p> <p>4点目として、「今後、開設を予定する22区の半数である11区の児童相談所の決算が出た時点で改めて協議すべき」との都側の見解であるが、何故半数の区の実績を待たなければならないのか、理解ができない。</p> <p>それまでの間、財源の保障がされないことになると、現在の配分割合の財源の中で、新たな役割である児童相談所関連事務を対応せざるを得ないこととなる。すなわち、特別区は、現在の区政運営のサービス水準を低下せざるを得なくなる可能性が生じると考える。</p> <p>以上、申し上げたとおり、来年度に配分割合を変更し、以降も、その算定規模に応じて、順次、配分割合を変更すべきと考える。</p>	

2 特別区相互間の財政調整に関する事項
基準財政需要額の調整項目

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	議会運営費（健康診断経費）	区側調査によると23区中18区で区議会議員の健康診断を実施しているとのことであるが、他の自治体の実施状況については区側調査によると都内26市のうち9市の実施状況が不明であることから標準区経費として算定する妥当性を判断することができない。	区議会議員の健康診断に係る経費について、新規に算定する。 区側としては、本事業は、議会運営や議員活動を補完する事業であり、23区中18区で実施している実態を踏まえれば、標準的な経費として算定されるべき事業であると考えられる。また、他の自治体の状況をもって、判断されるものではないと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
2	区立施設定期点検調査費（防火設備点検）	標準区経費の設定に当たっては、各区の平米単価にばらつきがあることから単価設定の方法を精査する必要があると考えるが、修正案は、都側の意見を踏まえ単価を再設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	区立施設定期点検調査費について、平成28年6月1日施行の「建築基準法」一部改正により義務化された防火設備点検調査に係る経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、単価設定の方法について見直し、改めて標準区経費を設定した。	防火設備点検について、新規に算定する。
3	外国人生活支援等事業費（通訳タブレット運用経費）	各区の通訳タブレット配置規模にばらつきがあるため、どのような窓口で何台配置するのか、標準的な配置モデルを設定し、経費設定すべきと考えるが、修正案は、都側の意見を踏まえた通訳タブレットの標準的な配置モデルの設定となっており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	窓口業務で活用される通訳タブレットに係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、本庁舎における戸籍住民、課税、国保・年金などの手続きに係る区民関係窓口及び福祉関係窓口合計5台を配置する標準モデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。	通訳タブレット運用経費について、新規に算定する。
4	指定管理者選定等経費	報償費については、当該経費を算定した平成29年度以来、物騰率を乗じていることから社会一般の情勢に適応した水準が反映されているものと考えられる。 また、外部有識者や外部委員の活用と直接関連のない委託料が増加しているが、区側調査によると指定管理者数は減少していることから選定等委員会とそれに付随する委託活用も実施回数として減少すると考えられる、報償費、委託料に係る算定を充実すべき理由が明らかではない。	指定管理者の選定及び評価に係る経費について、特別区において外部有識者や外部委員の活用の増加している実態を踏まえ、報償費、委託料に係る算定を充実する。 指定管理者の選定等に係る財務分析等の導入実施区の増や有識者等の活用の増を踏まえれば、本提案は妥当な水準であると考えられる。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
5	安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業）	当該経費は都補助事業に基づくものであることから補助上限に基づき経費設定すべきであり、購入単価の設定についても区毎の予算から設定するのではなく、23区全体の経費実績合計を購入台数合計で割ることで得られる購入単価を用いるのが妥当と考えるが、修正案は、都側の意見を踏まえた経費設定となっており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止対策として実施している自動通話録音機の貸与に係る経費が増加している実態を踏まえ、算定を充実する。 都内の特殊詐欺被害の増加及び特別区における高齢者数の推移を踏まえ、令和元年度予算から設定した標準区経費は、適正な水準であると考えているが、都側の意見を踏まえ、平成30年度決算により、改めて標準区経費を設定した。	自動通話録音機貸与事業について、算定内容（需用費）を見直す。
6	特別職職員費	特別区や近隣市の選任実態から標準区経費としての普遍性が認められるものとして、区案に沿って整理する。	特別職（副区長）に係る経費について、特別区における選任実態に基づき、副区長を2名に見直し、算定を充実する。	特別職職員費について、算定内容（経費全体）を見直す。
7	区立施設定期点検調査費	平成26年度財調協議において「今後も投資的経費に係る標準施設の見直しを行った際には、その結果を本項目の算定に適切に反映していく」と整理しており、標準区経費は現行単価を変えずに面積増加分を反映していることから、区案に沿って整理する。	区立施設定期点検調査費は標準施設面積に基づき標準経費が設定されているが、平成29年度財調協議の標準施設面積の見直しに伴う面積増加分が反映されていないことから、現行の標準施設面積に基づき当該経費を充実する。	区立施設定期点検調査費について、算定内容（経費全体）を見直す。
8	新地方公会計制度運用経費	標準区経費について、各区の委託料にばらつきがあるため精査する必要があると考えるが、修正案は、都側の意見を踏まえ各区の委託料を精査したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	「統一的な基準」に基づく財務書類を作成するために必要な財務書類作成支援に係る経費について、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	新地方公会計制度運用経費について、算定内容（経費全体）を見直す。
9	区長及び区議会議員選挙公営費	ポスター掲示場設置経費は、平成26年度財調協議で整理した設定方法に基づき、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が示す金額を使用して標準区経費を再設定する必要があるほか、関連経費も併せて見直す理由についても明らかにすべきと考えるが、修正案は、都側の意見を踏まえた方法でポスター掲示場設置経費を再設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準と考えられる。また、公費負担の引き上げに伴い関連経費を見直す必要も理解できることから区側修正案に沿って整理する。	平成31年3月1日施行の「公職選挙法」一部改正に基づく区議会議員選挙運動用ビラの作成に係る経費について、新規に算定するとともに、ポスター掲示場設置経費などについて、算定を充実する。 関連経費の見直しについては、平成28年4月8日施行の「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」に基づく、自動車の使用、ビラの作成及びポスター作成の公費負担額の引き上げが行われていることによるものである。 都側の意見を踏まえ、ポスター掲示場設置経費について、改めて標準区経費を設定した。	区長及び区議会議員選挙公営費について、算定内容（需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
10	【投資】地域交流施設（区民センター・地域センター）	<p>平成25年度財調協議では、500席以上の常設座席が設置されたホールを有する施設であることを基準に区民センターの標準規模を設定し、500席未満の常設座席が設置されたホールを有する施設、または、多目的ホールを有する施設であることを基準に地域センターの標準規模を設定したが、区民センターについては、大幅な変容が認められないことから見直す必要はないと考える。一方、地域センターは改修等により常設500席未満のホールや多目的ホールがなくなり、会議室や集会室等に変わっているとのことであるが目的や役割において地域の交流施設であり続ける実態があるという区側発言を踏まえれば、地域センターの定義を整理することについては、一定程度、理解できる。そこで、地域センターについては、現行の施設規模を踏まえ、地域交流を目的とする設置条例がある施設のうち施設面積1,500㎡以上を算定対象として整理することを提案する。また、一部固定による算定とする区案には一定の合理性が認められることから、固定3施設、比例1施設として標準区経費を設定する。</p> <p>特別交付金における扱いについては、平成25年度財調協議の整理を踏まえれば施設面積1,500㎡未満の施設は自主財源事業として扱うことが妥当であり、特別交付金の算定対象にはあたらないと考える。区側は、自主財源事業とはあくまで標準算定されない事業であり、特別交付金の対象と理解されているようであるが、財調においては、85%の基準税率から除かれた15%分とその他諸費のその他行政費で算定している特別区民税等の10%分を合わせた25%分の自主財源を確保しており、自主財源事業とは、この自主財源を充てるべき事業であるため、財調算定の対象外の事業と整理されているものである。</p> <p>しかし、平成25年度財調協議の際に、この「自主財源事業」の捉え方に都区で相違があるとのことであれば、改めて整理する必要があると考える。そこで、地域交流施設は住民のコミュニティ形成に欠かせない普遍的な施設であるとの区側発言を踏まえると、財調における自主財源事業との位置付けを見直す必要も理解できることから、来年度以降については、地域交流を目的とする設置条例を有する施設面積1,500㎡未満の施設は、自主財源事業としては位置づけられないこととする。</p> <p>なお、特別交付金は、特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではないことは、改めて伝えさせていただく。</p>	<p>現在、区民の交流等を目的とする施設として、地域交流施設（区民センター・地域センター）については、ホールの有無や固定席数により、算定対象施設が定義づけられている。しかしながら、施設の付帯機能は、改修等により変容することから、普遍性があるものではなく、それにより定義することは、区の実態に即していない。当該施設は改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わるなど、施設の状態に変化があるが、当該施設の目的や役割に変更はなく、地域の交流施設であり続けるという実態がある。そこで、現行の定義を、設置条例の有無や施設面積による定義に見直すとともに、標準規模を見直し、算定を改善する。</p> <p>区民センターについて、見直しが必要と考えるが、都区の見解を一致させることができず、区側提案に沿った合意は困難であると言わざるを得ない。</p> <p>地域センターについて、区側としては、区民の交流を目的とする全施設を算定対象とするのが妥当と考えるが、都側の意見についても一定の理解ができることから、施設面積1,500㎡以上の施設を地域センターとして整理することとし、また、施設面積1,500㎡未満の施設は標準算定外の施設として整理され、特別交付金の算定対象と考える。</p> <p>自主財源事業とは、あくまで標準算定されない事業である。そのため、施設面積1,500㎡未満の施設は特別交付金の算定対象と考える。</p> <p>地域交流施設は住民のコミュニティ形成に不可欠な施設であり、各区の実情に沿って規模の大小を問わず多様な形態により運営されている施設であることから、施設面積1,500㎡未満の施設について、特別交付金で算定されるものと整理すべきである。</p>	<p>地域センターについて、算定内容（標準規模）を見直す。</p> <p>なお、区民センターについては、協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
11	避難行動要支援者名簿作成等経費	<p>都としても、「災害対策基本法」により、区が避難行動要支援者を把握し、名簿を作成の上、避難支援等関係者へ提供することが義務付けられていることは承知している。</p> <p>標準区の対象経費に、普遍的でない経費や事業の実施頻度の確認をすべき経費が含まれている点は、精査する必要がある。こうした点を踏まえて標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、条例で個人情報提供同意を不要と定めている区が現時点でも4区あり、近年の度重なる自然災害を受け、今後こうした条例制定の動きが他区に広まることも想定される。そうした場合には、当該事業についても見直す必要があることから、引き続き各区の動向には注視していく必要があると考えている。</p>	<p>「災害対策基本法」により義務化されている避難行動要支援者名簿の作成等に係る経費について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、普遍性の観点等から数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>避難行動要支援者名簿作成等経費について、新規に算定する。</p>
12	介護人材確保等対策事業費	<p>都の「区市町村介護人材緊急確保対策事業費補助金」の対象となるため、都補助金額をもとに積算されている点については、合理的と考える。</p> <p>ただし、予算を用いて標準区経費を設定している点は、標準区経費の水準として妥当ではないと考えるが、平成30年度決算をもとに、改めて標準区経費を設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、現行の都補助制度は、国の第7期介護保険事業計画の計画期間に合わせて、令和2年度までの実施期間とされており、当該事業についても、国の計画や都内の介護人材を取り巻く状況等を考慮し実施される都補助事業の状況を踏まえる必要があることから、令和3年度以降の算定については、都の補助事業が存続する間の算定とすべきと考える。</p>	<p>介護事業所職員に対する研修受講料の助成やキャリアアップ研修の実施に係る経費について、新規に算定する。各区の取組が拡大傾向にあることを踏まえると、予算数値を用いて標準区経費を設定すべきという考えに変わりはないが、基準財政需要額に整理することを優先し、都側の意見を踏まえ、平成30年度決算をもとに、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>また、事業目的に照らせば、都事業の終了を契機として、その段階において改めて算定の要否を検討することはやむを得ないとする。</p>	<p>介護人材確保等対策事業費について、新規に算定する。</p> <p>なお、都の補助事業が存続する間の算定とする。</p>
13	保育サービス推進事業費	<p>当該事業は、今年度、都の「子供家庭支援包括補助事業」から個別補助事業に移行したものであり、移行後も補助内容には変更がない。区側提案は、都の包括補助事業の対象であった当時の平成30年度実績をもとに標準区経費を積算していることから、妥当と考えられるが、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰを反映させる必要がある。この点を反映させた区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>地域型保育事業における障害児保育や夜間保育等の取組に対し補助を行う経費について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>保育サービス推進事業費について、新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
14	保育力強化事業費	<p>当該事業は、今年度、都の「子供家庭支援包括補助事業」から個別補助事業に移行したものであり、移行後も補助内容には変更がない。区側提案は、都の包括補助事業の対象であった当時の平成30年度実績をもとに標準区経費を積算していることから、妥当と考えられるが、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰを反映させる必要がある。この点を反映させた区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、当該事業については、以前は「子供家庭支援包括補助事業費」において標準算定されていた事業ではあるものの、平成30年度時点での実施区が11区に限られることから、あるべき需要として妥当なのか、今後も各区の状況を踏まえ検証する必要があると考えている。</p>	<p>定期利用保育事業などにおける障害児保育や外国人児童の受入れ等の取組に対し補助を行う経費について、新規に算定する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>保育力強化事業費について、新規に算定する。</p>
15	国民健康保険事業助成費（国保情報集約システム管理委託料、保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務手数料）	<p>いずれも都内全ての区市町村で生じる経費であり、総務省通知や福祉保健局の見解を踏まえると、事務費に当たる経費と考えられることから、他の経費と同様に算定することが妥当である。また、単価の設定についても、東京都国民健康保険団体連合会が各保険者に示す単価で設定されていることから、区案に沿って整理する。</p>	<p>国民健康保険事業助成費について、都内区市町村間の異動・給付状況を管理する国保情報集約システム及び保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務に係る経費を、新規に算定する。</p>	<p>国保情報集約システム管理委託料及び保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務手数料について、新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
16	<p>【経常・投資・態 容補正】児童相談 所関連経費 ※一部衛生費含む</p>	<p>（基準財政需要額の算定について） 区立の児童相談所は、現時点においては開設実態がないため、都の児童相談所を参考に標準区経費の設定を行っていることなどから、標準区経費として「合理的かつ妥当な水準」なのかを判断する必要があり、様々な点について確認をする中で、区側からは、「今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、特別区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべき」との见解が示された。 都としても、今回の区側提案は、規模の異なる都児相の実績や、予算・決算を用いた標準区経費の設定となっており、具体的には、施設の規模や管轄区域の規模が異なることはもとより、都児相の職員配置は、人口4万人に1人の児童福祉司の配置ができていない状況の中で、区児相の標準区モデルでは人口3万人に1人の設定とされていること、また、都の一時保護所では、常に定員が満たされている状況である一方、区の一時的保護所は、定員に余裕を持った設定となっており、都児相と状況が異なるにもかかわらず、都の実績等を用いているため、恒常的な標準区の設定にできる状況にはないと考えている。 また、措置費等については、都の実績をもとに標準区を設定しているが、都全体の経費を区部と市町村部の児童人口の比率により按分を行っているなど、やはり区の実態として正しいものなのか、現時点では判断できないものと考えている。 さらに、現在各区では、子ども家庭支援センターを運営しており、財調上も子ども家庭支援センターに係る経費が算定されている。 （つづきあり）</p>	<p>（基準財政需要額の算定について） 基準財政需要額への算定について、児童相談所設置市となった特別区に対する加算型の態容補正を4件提案する。 1件目は、児童福祉費の経常的経費として、児童相談所を開設した場合の児童相談所等の運営費、措置費、各設置市事務に係る経費及び社会的養護等に関する都の単独事業のうち、都と区の協議により、区が実施する方向で整理している事業に係る経費についてである。都実績や国基準等を踏まえながら標準区経費のモデルを設定した上で、態容補正により新規算定することを提案する。 2件目は、児童福祉費の投資的経費として、児童相談所・一時保護所の次の更新に向けた改築・大規模改修経費についてである。各区の建設予定面積等を踏まえ、標準区モデルを設定した上で、態容補正により新規算定することを提案する。 3件目は、衛生費の経常的経費として、児童相談所設置市事務である入院助産措置に係る経費についてである。都実績や既算定の事業を踏まえながら標準区モデルを設定した上で、態容補正により新規算定することを提案する。 4件目は、児童福祉費の投資的経費として、児童養護施設等の施設整備費に係る助成事業について、国庫補助基準を反映した態容補正により新規算定することを提案する。 都側の意見や都と区の所管部署による調整状況を踏まえ、児童相談所・一時保護所の職員配置数や都単独補助事業である障害児入所に係る運営費補助など、各数値を精査し、改めて区側提案を設定する。 （つづきあり）</p>	<p>児童相談所関連経費について、態容補正により新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【経常・投資・態 容補正】児童相談 所関連経費 ※一部衛生費含む (つづき)</p>	<p>今回、区児相の施設規模の設定において子ども家庭支援センターの面積を除外しているとのことであるが、各区の設定上の面積と現在の標準区面積とでは乖離があるため、現行算定部分も含めて妥当な水準なのかについても、改めて確認する必要があると考えている。</p> <p>区側からも、「子ども家庭支援センターの現行算定の面積であれば、児童相談所設置後の子ども家庭支援センターのあるべき水準としての面積を検証する必要があることから、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能」とあり、裏を返せば、児童相談所の経費についても、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能ということが明らかであり、区側も認識している表れである。</p> <p>このように、課題はあるものの、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点が最も重要であるという都区双方の共通認識を踏まえれば、都としても、児童相談所関連経費については、特別区で最初に児童相談所が設置される来年度に合わせて需要算定すべきと考えている。</p> <p>なお、需要算定にあたっては都単独補助事業について区と都の所管部署で最終的な調整をしている内容や、一時保護所の職員配置数を都の配置基準による修正を行うなど、提案内容の精査が必要である。</p> <p>こうした修正を経た上で、今後、区立児童相談所の決算が出た時点、区立児童相談所の数が増えた時点で、基準財政需要額の算定方法を見直すことを前提に、区側修正案のとおりに合意したいと考える。</p> <p>(つづきあり)</p>	<p>なお、今回の区側提案は、区側における児童相談所運営の実態がなく、主に都の実績や国基準等を基に提案内容を設定している。現時点においては、区側提案は最も合理的かつ妥当な水準であると考えているが、今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべきと考えている。</p> <p>(つづきあり)</p>	<p>まとめの方向</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【経常・投資・態 容補正】児童相談 所関連経費 ※一部衛生費含む (つづき)</p>	<p>(年度途中開設の場合の算定について) 年度途中に開設する児童相談所についても、児童相談所設置市となる時期を明示する政令指定を受けていることを前提に、区側提案のとおり月数で算定することとしたいと考えている。なお、再調整が行われる際には、政令指定の確認を前提に、当初算定時に算定できなかった児童相談所について算定することとしたいと考える。</p>	<p>(年度途中開設の場合の算定について) 今後、年度途中の開設を予定している区が複数あることから、年度途中に開設した区の算定は、当該年度の開設月数分の算定を行うということも併せて提案する。 なお、特別区が児童相談所設置市となるためには、当該区を児童相談所設置市と指定する政令の公布を受ける必要があり、指定を受けた場合、児童相談所の開設時期も政令により認められる。そのため、年度途中開設であっても、開設時期が当該政令により担保されていることから、開設月数分の算定を行うことは可能であると考えている。また、4月1日の時点で、政令が公布されておらず、正式な開設時期が確定していない場合の算定としては、原則再調整において、政令の公布状況を確認した上で算定を行うべきと考える。ただし、仮に再調整による算定ができない状況であれば、開設翌年度に、前年度の開設月数分を追加した算定をするなどの対応が必要と考える。</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
17	子ども医療費助成事業費	<p>子ども医療費助成事業に係る所得制限等の撤廃については、各区が財政状況等を勘案の上、それぞれの独自の政策判断により実施していることから、標準的な需要ではないと考えている。</p> <p>各自治体において、それぞれ独自の政策判断により、国や都の基準を上回る事業を実施していること自体、否定されるものではないが、財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「普遍性」だけでなく、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。</p> <p>当該事業について言えば、「地方交付税では算定されておらず」、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。</p> <p>また、区側は、「子ども医療費助成事業費を取り巻く状況の変化や、財調算定と各区の実態の乖離が看過できない状況にある」と主張されているが、都側としては、地方交付税や都補助制度の見直しが実施されるといった状況の変化がない限りは、当該事業の見直しは必要ないと考えている。</p>	<p>特別区においては、乳幼児医療費助成事業、義務教育就学児医療費助成事業のいずれも、全区で所得制限や自己負担金を設けずに、医療費の助成を行っている。</p> <p>一方、財調の算定は、都補助事業の水準に準拠しており、児童手当に準じた所得制限が設定されているなど、特別区の実態に即していない。</p> <p>所得制限等の撤廃については、これまでも都区で議論を重ねてきたが、協議不調が続き、継続検討課題に位置付けてきたところである。今回、子ども医療費助成事業を取り巻く状況の変化や、財調算定と各区の実態の乖離が看過できない状況にあることなどを踏まえ、改めて見直しが必要と考えている。</p> <p>しかしながら、都側からは、各区が財政状況等を勘案の上、それぞれの独自の政策判断により実施しているため、標準的な需要ではないといった過去の協議と同様の見解が示され、都の補助基準が都全域における合理的かつ妥当な水準であると判断する理由も明らかにされず、見直しに向けて議論を前進させることができていない。</p> <p>区側としては、本事業の見直しは財調協議における重要課題の1つであると認識しており、引き続き算定の見直しに向けて、本事業のあるべき需要について、都区で議論を重ねていく必要があると考える。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>
18	ひとり親家庭休養ホーム事業費	<p>実施区数が減少傾向にあることから、廃止することが妥当なものと考えられるため、区案に沿って整理する。</p>	<p>日帰りレジャー施設等の利用料助成を行う、ひとり親家庭休養ホーム事業費について、実施区数が9区で減少傾向にあること、また、実施区における対象者の要件や助成回数など、事業内容にばらつきがあることから、算定を廃止する。</p>	<p>ひとり親家庭休養ホーム事業費について、算定を廃止する。</p>
19	健康診査（眼科検診）	<p>区案は、対象年齢や検査方法について、実施区の最も多いものを採用し設定されている。しかしながら、区民の健康を守るという検診の趣旨を考えれば、実施状況の多寡ではなく、国ががん検診に関して示している「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」のように、対象疾病の予防・早期発見の観点から適切な対象者や検査方法を設定し、その実施に必要な需要を標準区とすべきと考える。</p>	<p>緑内障や糖尿病網膜症の早期発見・早期治療を目的とした健康診査（眼科検診）について、算定対象を「55歳への検診」として整理し、新規に算定する。</p> <p>算定対象を「55歳への検診」と設定したのは、区の実施状況を踏まえてモデル設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であると考えている。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
20	風しん抗体検査事業費・風しん追加的対策事業費	風しんの追加的対策について、令和2年度以降の対象者が国から示されていないものの、対策終了時の令和3年度末における抗体保有率の引上げ目標は示されているため、当該目標を達成するための需要から標準区経費を設定すべきと考える。 修正案は、合理的かつ妥当な水準であると考え、区側修正案に沿って整理する。なお、風しん抗体検査事業について、追加的対策終了後の状況を踏まえた検討課題とすることに異論はない。	昭和37年度から昭和53年度生まれの男性を対象とした風しん追加的対策に係る経費について、新規に算定する。なお、令和元年度再調整項目として、算定する。 風しん抗体検査事業については、追加的対策事業終了後の状況を見極めた上で判断すべきと考える。	風しん追加的対策事業費について、新規に算定する。 なお、令和元年度再調整項目として算定する。 風しん抗体検査事業費については、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
21	産後ケア事業費	区案は当初、予算上の見込に基づく標準区設定となっており、妥当ではない点があった。 修正案は、合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区側修正案に沿って整理する。	退院直後の母子に対して心身のケアなどを行う産後ケア事業に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、平成30年度の都補助実績により改めて標準区経費を設定した。	産後ケア事業費について、新規に算定する。
22	予防接種費（日本脳炎Ⅱ期）	積極的勧奨の対象となった平成28年度以降3か年の状況を調査し、定期接種としてのあるべき需要に近い接種率を提示するものであり、妥当な内容と考えられることから、区案に沿って整理する。	予防接種費について、日本脳炎Ⅱ期の接種率等を見直し、算定を充実する。なお、接種率等は平成28年度から平成30年度実績の数値により設定する。	予防接種費（日本脳炎Ⅱ期）について、算定内容（委託料）を見直す。
23	心身障害者（児）歯科診療事業費	心身障害者（児）歯科診療事業については、区ごとの決算額や開所時間数に大きな乖離があるほか、診療日数や受診者数に関して、実施区の半数程度が標準区と同規模かそれ以下となっていることから現行算定が適切と考える。	心身障害者（児）歯科診療に係る経費について、算定を充実する。 現行算定は、開所時間数を半日としているが、多くの区で1日開所しており、実態と乖離が生じていることからも見直しが必要となる。	協議が整わなかった項目として整理する。
24	作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）	区案は、特別区の粗大ごみ処理手数料改定後の通年の実績を反映した見直しとなっており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。	作業運営費について、平成29年10月の粗大ごみ処理手数料の改定を踏まえ、事業費（粗大ごみ収集運搬委託）及び特定財源（粗大ごみ処理手数料）を見直し、算定を改善する。	粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料について、算定内容（委託料、特定財源）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
25	最終処分委託料	区案は、平成31年4月の埋立処分委託料の改定を反映した見直しとなっており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。	最終処分委託料について、平成31年4月の埋立処分委託料の改定を踏まえ、算定を改善する。	最終処分委託料について、算定内容（経費全体）を見直す。
26	観光振興費	観光振興費については、これまでの協議でも確認されているとおり、各区の行う事業は多様であり、決算額にも大きな差が生じている状況と認識している。 標準区経費を見直しに当たっては、普遍性があり、事業量としても客観的に標準区として説明できる水準によるべきである。しかしながら、現状でそれを見出すことは困難であることから、現行の地方交付税に準拠した経費設定が妥当である。	観光振興費について、特別区の実態を踏まえ、普遍性のあるPR関係の印刷等、イベントの実施及び観光関係団体補助に区分し、算定を充実する。 本事業は、平成19年度の算定以降、訪日客の増加などにより、特別区を取り巻く環境が変化し、実態と大きく乖離していることから、算定の見直しが必要であると考え。	協議が整わなかった項目として整理する。
27	土木総務費（地理情報システム運用経費）	標準区経費の設定に当たり、経費発生区のみ決算平均額を取っている点については、再度精査する必要があるが、経費が突出している区の経費を除外して再積算するなど、改めて標準区経費を設定し直した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	土木総務費において、区が保有する地理情報の庁内共有及び区民や事業者への情報提供を行う地理情報システムの運用に係る経費を、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、経費が突出している上下2区を除外して、改めて標準区経費を設定した。	地理情報システム運用経費について、新規に算定する。
28	【経常・態容補正】建築公害費・【投資・態容補正】都市整備費（民設自転車駐車場整備促進事業費）	整備費については、区立自転車駐車場と同様の算定方法としているため、区案のとおり整理するが、維持管理費については、「東京都自転車安全利用推進計画」において、補助金の交付対象でないことから算定すべきでないと考えられる。	建築公害費において、民設自転車駐車場の維持管理への補助に係る経費を、都市整備費において、民設自転車駐車場の整備への補助に係る経費を、それぞれ態容補正により新規に算定する。 整備費の算定を優先し、都側意見を踏まえ、維持管理費を算定対象から除外する。	まちづくり事業費の態容補正（自転車駐車場整備事業）について、民設自転車駐車場整備費補助費を新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
29	都市計画事務費 （都市整備調査委託、地区計画策定調査委託）	地区計画策定調査委託について、標準区経費の設定に当たり、全固定での算定とし、当該経費を実施区平均額により設定している点については、再度精査する必要があるが、回帰分析で再積算するなど、改めて標準区経費を設定し直した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 なお、都市整備調査委託は充足率が90%と高いことなどを考慮し、現時点での見直しは必要ないものとする。	都市計画事務費について、都市整備調査及び地区計画策定調査に係る経費の実態と算定内容に乖離があるため、算定を充実する。 地区計画策定調査委託は、都側の意見を踏まえ、再度経費の精査をしたところ、人口との相関が認められたため、回帰分析により改めて標準区経費を設定した。 区側としては、都市整備調査委託についても、実態と算定内容に乖離があるため、見直しが必要と考える。	地区計画策定調査委託について、算定内容（経費全体）を見直す。 なお、都市整備調査委託については、協議が整わなかった項目として整理する。
30	【経常・種別補正】橋りょう維持補修費	法定点検に係る経費について、現行算定されている人件費や委託料との重複が考えられることや経常的経費で標準算定すべきものではない経費が含まれているため、算定すべき経費を整理する必要がある。 また、財調制度は決算を保障するものではない以上、単に決算額と算定額の乖離を埋めるように標準区経費を設定することは妥当ではなく、補正による道路橋りょう費全体の影響を精査した上で、再度標準区経費の設定を考える必要がある。	橋りょう維持補修費について、「道路法施行規則」に基づく法定点検に係る経費を新規に算定する。また、事業費全体及び特定財源について、実態と算定内容に乖離があるため、算定を充実する。 種別補正や段階補正の影響を加味した上で、法定点検に係る現行の決算額と算定額との乖離を埋めるように標準区経費を設定し、早急に見直すべきと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
31	バリアフリー計画策定経費	標準区経費の設定に当たり、経費発生区のみでの決算平均額を取っている点については、再度精査する必要があるが、国庫支出金などの交付を受けている区の経費から再積算するなど、改めて標準区経費を設定し直した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	バリアフリー計画策定経費について、協議会委員の報償費及び特定財源を新規に算定し、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、国庫支出金及び都支出金の交付を受けている区の経費を基に標準区モデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。	バリアフリー計画策定経費について、算定内容（経費全体）を見直す。
32	【小・中学校費】学校運営費（ICT支援委託）	ICT支援員の配置に関しては、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018年度～2022年度）等において、「4校に1人配置」という目標水準が示されている。 標準区経費については、当該目標水準を踏まえた設定とすべきであり、この点を踏まえ標準区モデルを設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	学校運営費について、教職員のICT機器活用のサポート等を行うICT支援委託に係る経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、特別区の実態よりICT支援員1人当たり経費を設定し、国の目標水準を踏まえたものとなるよう、改めて標準区経費を設定した。	ICT支援委託について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
33	【小・中学校費】 学校運営費（屋内運動場空調設備整備費）、【小・中学校費】学校運営費（屋内運動場空調設備保守点検委託）	空調設備に係る標準区の整備モデルについては、経常的経費での算定という性質を踏まえ、リースによる整備モデルに統一すべきと考える。 また、標準区経費の設定に当たっては、特別区の1校当たり平均決算額ではなく、屋内運動場の標準事業規模に見合った経費を設定すべきと考えるが、これらの点を踏まえ、整備モデル等を設定し直した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	学校運営費について、都補助事業の終期に合わせ、工事による整備モデルとリースによる整備モデルを設定し、令和3年度までに全校整備が完了する算定となるよう、屋内運動場の空調設備整備に係る経費を新規に算定する。また、工事による整備モデルにおいて、保守点検委託経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、保守を含めたリースによる整備モデルに統一し、特別区の実態から1㎡当たりの平均単価を設定し、屋内運動場の標準事業規模に見合った経費で、改めて標準区経費を設定した。	屋内運動場空調設備整備費について、新規に算定する。
34	【中学校費】学校職員費（部活動指導員）	財調算定に当たっては、需要としての普遍性を確認するだけでなく、合理的かつ妥当な水準である標準区経費を設定する必要がある、予算を用いた標準区設定や実施区平均による標準区設定では妥当性に欠けると考える。 本事業の実施やその規模について、各区の政策的な判断に委ねられている以上、標準区経費の設定に当たっては、少なくとも特別区全体の実績を踏まえた上で設定する必要があると考える。	学校職員費について、部活動の顧問や大会引率等を行う部活動指導員に係る経費を新規に算定する。 予算等の見込みや実施区平均により、標準区経費を設定し、合理的かつ妥当な算定を行っている事業も存在することから、予算であることや実施区平均であることのみを理由に妥当性を否定されるものではないと考える。また、教員の働き方改革や部活動の質的向上を促進するため、国や都において、部活動に関するガイドラインが策定され、その中でも部活動指導員の配置に関して言及されていることや、都補助事業が実施されていることを踏まえれば、時機を逸することなく算定すべき項目であると考ええる。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
35	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	都事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたものであり、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であると考え。そのため、都事業に対する上乗せとして実施している本事業については、自主財源事業と考える。	区部は都内市部に比べて、私立幼稚園等の保護者負担水準が高く、都事業のみでは保護者負担が残ることから、負担格差軽減を図るため、私立幼稚園等を利用する子どもの保護者に対し、保育料及び入園料の補助を行う経費について、新規に算定する。 本事業は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、少子化対策として子育て世代の経済的な負担軽減を図るとい、幼児教育・保育無償化の趣旨を区部において実現するために必要な事業であり、標準的な特別区の需要として算定すべき事業だと考えている。 今年度東京都が実施した都政モニターアンケート結果でも、「出産後の育児や教育について、経済面での不安があるから」という項目が、少子化の背景として挙げられており、特別区では、こうした問題に取り組む観点から、私立幼稚園等の利用者負担の軽減に取り組んでいる。このような社会的背景も踏まえると、本事業が「あるべき需要」であるかについて、引き続き都区で議論を続けていく必要があると考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
36	教育振興基本計画策定経費	標準区経費の設定にあたり、単に計画策定区のみ決算平均額を取っている点については、再度精査する必要があるが、計画未策定区も含めて再積算する等、改めて標準区経費を設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	教育振興基本計画の策定に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、計画未策定区も含めて積算する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	教育振興基本計画策定経費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
37	【中学校費】学校運営費（部活動講師謝礼等）	<p>本事業の実施やその規模については、各区の政策的な判断に委ねられている以上、標準区経費の設定に当たっては、少なくとも特別区全体の実績を踏まえた上で設定する必要がある、予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。</p> <p>また、部活動講師謝礼については、平成30年度実績に対する充足率も91.2%と高いことや平成27年度財調協議において充実見直しを行っていることを考慮し、今年度見直しを行う必要はないと考える。</p>	<p>学校運営費の部活動のコーチ等として技術的な指導を行う部活動講師に係る経費について、1校当たりの経費を見直し、算定を充実する。</p> <p>部活動に関する昨今の状況変化を受けて、特別区の実績が年々伸びていることから、予算ベースで提案を行ったものである。また、予算等の見込みにより、標準区経費を設定し、合理的な算定を行っている事業も存在することから、見込みであることのみを理由に妥当性を否定されるものではないと考える。さらに区側としては、充足率のみをもって見直しの必要性を判断するという考えによって財調算定を行っている認識はなく、本事業に関して言えば、社会情勢等を踏まえて見直しを行うべきと考える。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>
38	成人式運営費	<p>成人式運営費については、各区の地域特性を生かした行事が実施されており、会場や催事の内容も様々であり、各区の決算額にもばらつきがある。</p> <p>そのため、決算額のみに着目し、標準区としてのあるべき需要となっていない区側提案は妥当性を欠いていると考える。</p>	<p>会場の設営、警備等の成人式の運営に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>成人式運営費は多くの部分で各区が共通する経費であることは明らかである。また、現行の算定内容は、長らく見直しがされておらず、現在の特別区の実態と大きく乖離しているため、現行の標準区経費設定時の状況と変わった項目だけでも、区案のとおり算定すべきと考える。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>
39	【小学校費】外国人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費	<p>時間単価等については、特別区の実態を踏まえた上で、標準区経費を設定すべきと考えるが、平成30年度決算により改めて標準区経費を設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>また、実態が明らかになった段階で、標準区経費の設定を見直すことについて異論はない。</p>	<p>令和2年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、外国人英語指導員報酬に係る経費について、3・4年生に係る経費を加える等、算定を充実する。併せて、「総合的な学習の時間」推進経費における3・4年生分の外国人英語指導員経費について、算定を縮減する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、平成30年度決算により改めて標準区経費を設定した。なお、新学習指導要領全面実施後の特別区の実態が明らかになった段階で、見直しを行うべきと考える。</p>	<p>外国人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
40	【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し	<p>今回の区側の調査により、統合前校における平均築年数が財調上の小中学校の耐用年数である47年を超えた52年であることが、明らかになり、総体としては、都が従来から主張していた「老朽化した学校を統廃合している」という事実を都区双方で確認することができた。</p> <p>校舎の取壊し経費については、小中学校の校舎に係る改築経費として、新たな校舎の建設費や給食室設置経費、仮設校舎の建設に係る経費に加え、取壊し経費も既に算定していることから、算定済と考える。</p> <p>また、各区の予算編成への影響を考慮し、経過措置を設けるのであれば、その対象は、統合対象校名だけでなく統合新校竣工予定年度も含め、現時点で公表されている統廃合に限るべきと考える。</p> <p>学校数急減補正の激変緩和期間の見直しについては、現行の地方交付税に準拠した見直しであり、妥当であると考えられる。</p> <p>小・中学校校舎の標準施設面積については、現存する学校の設備として新世代型学習空間等の設置が標準的であるかは、明確に確認することができなかったが、今後の統合新校における設置割合が増加傾向にあることや国の施設整備指針等を踏まえると、今後の学校設備において、新世代型学習空間等の設置が標準的になると見込まれることから、区案に沿って整理する。</p>	<p>統合による改築と老朽化による改築が異なるものという区側の考え方に変わりはないが、今年度実施した調査の結果、実態として老朽化した学校を統廃合しているという都側の主張に、一定程度の合理性があることが確認された。</p> <p>そこで本態容補正の対象から、統廃合による増改築を除くとともに、取壊しや施設転用に伴う経費等、様々な経費が発生することから、統廃合に伴う特殊な需要として、校舎取壊し経費を加算することを提案する。</p> <p>また、統合対象校名が計画等で公表されている統廃合について、現行算定を継続する経過措置を設けるものとする。</p> <p>なお、経過措置対象に統合新校竣工予定年度を追加することに異論はない。</p> <p>さらに、経常的経費の態容補正である学校数急減補正の激変緩和期間を3年から、現行の地方交付税基準である5年に見直すことを提案する。</p> <p>あわせて、小・中学校校舎の標準施設面積を、今後の学校設備における「あるべき需要」である新世代型学習空間等の整備を踏まえた設定に見直すことを提案する。</p> <p>これまでの協議で、学校数急減補正の見直しなど、一定程度、区側提案項目を反映できたものと考えている。本事業については、長年に亘り見直しに向けた議論を重ねてきた経緯もあることから、今回の協議内容で整理をしたいと考えている。</p>	<p>義務教育施設新增築経費の態容補正について、算定内容を見直し、態容補正の対象から統廃合を除外する。</p> <p>なお、令和2年度財調協議時点で、統合対象校名と統合新校竣工予定年度が計画等で公表されている統廃合について、現行算定を継続する経過措置を設定する。</p> <p>学校数急減補正の態容補正について、算定内容（激変緩和期間）を見直す。</p> <p>義務教育施設改築経費・大規模改修経費について、算定内容（標準施設面積）を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
41	幼児教育・保育の無償化への対応	区側提案は、国の制度改正等を反映した内容とものことであるが、提案の内容が多岐にわたっており、個別の事業ごとに提案内容の確認を行う必要がある。	幼児教育・保育の無償化によって、令和2年度から各区に生じる需要を整理する内容となっている。 無償化の対象である3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児が幼稚園、保育所及び認定こども園などを利用する場合の保育料が無償になるため、各事業で算定している利用者負担額の見直しを中心に整理している。 また、無償化の実施に合わせて、国が副食費の取扱いを変更したため、当該制度改正の内容についても反映している。 さらに、無償化によって都の施策が見直されたことから、これに伴う需要の整理も行っている。 地方交付税においても、無償化に伴い生じる需要は基準財政需要額に、その財源とされる地方消費税の増収分が基準財政収入額にそれぞれ整理される。 財調においても、令和2年度から地方消費税の増収分が基準財政収入額に反映されることに鑑みれば、それに対する需要として、当然に反映すべき内容と考えている。	個別事項ごとのまとめの方向については、No.42からNo.56に記載している。
42	（区立幼稚園管理運営費）	利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、ルール改定事項として整理したいと考える。	区立幼稚園管理運営費について、保育料及び入園料を廃止し、算定を改善する。 利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについて、異論はない。	区立幼稚園管理運営費について、ルール改定事項として整理する。
43	（私立幼稚園施設型給付費）	利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、ルール改定事項として整理したいと考える。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考えている。 当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。	私立幼稚園施設型給付費について、利用者負担額を廃止するとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについて、異論はない。	私立幼稚園施設型給付費について、算定内容（扶助費）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
44	（子育てのための施設等利用給付（私立幼稚園（未移行園）））	都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、区として国の制度改正である幼児教育・保育の無償化に係る事業を適切に実施する必要があることについては、都としても理解しているため、区案に沿って整理する。 なお、令和3年度以降の標準区経費については、幼稚園就園奨励費と同様に、都数値により毎年度、対象者数及び補助所要額を改定すべきと考える。	幼稚園就園奨励費について、補助単価及び対象者数を見直すとともに、特定財源の負担割合を変更し、算定を改善する。また、対象者数の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰについてもあわせて見直す。なお、事業名を「幼稚園就園奨励費」から「子育てのための施設等利用給付（私立幼稚園（未移行園））」に変更する。 本事業の見直しは、幼児教育・保育の無償化に伴う、幼稚園就園奨励費の補助スキームの変更を反映するものであり、実績が判明していない現状においては、見込数値を用いるべきと考える。 なお、標準区の対象者数等を都数値により改定することについては、合理的な設定方法であり、妥当であると考え	幼稚園就園奨励費について、算定内容（負担金補助及び交付金、特定財源）を見直す。 事業名を「子育てのための施設等利用給付（私立幼稚園（未移行園））」に変更する。
45	（実費徴収に係る補足給付を行う事業）	都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、区として国の制度改正である幼児教育・保育の無償化に係る事業を適切に実施する必要があることについては、都としても理解している。 そこで、現在の実費徴収に係る補足給付を行う事業は、当該年度の前々年度の国庫補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により標準区経費を設定していることから、無償化に係る通年の実績が反映可能となる令和4年度以降については、無償化対応分も含めて同様の方法により標準区経費を設定することを前提に、密度補正を適用するよう数値を精査した区側修正案に沿って整理する。	実費徴収に係る補足給付を行う事業について、私立幼稚園（未移行園）を利用する副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加するなど、算定を改善する。 本事業の見直しは、幼児教育・保育の無償化に伴う、事業スキームの変更を反映するものであり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。 都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	実費徴収に係る補足給付を行う事業について、算定内容（経費全体）を見直す。
46	（区立保育所管理運営費）	利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考える。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当であると考えが、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきであり、この点を反映させた区側修正案に沿って整理する。	区立保育所管理運営費について、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについて、異論はない。 副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏まえ、特定財源の減少として整理するよう、改めて標準区経費を設定した。	区立保育所管理運営費について、算定内容（特定財源）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
47	（私立保育所施設型給付費等）	利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考える。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。	私立保育所施設型給付費等について、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについて、異論はない。	私立保育所施設型給付費等について、算定内容（扶助費）を見直す。
48	（地域型保育給付費）	区側提案は全比例での設定となっているが、既存の給付費同様、一部固定費の設定をした上で密度補正Ⅰにより補正すべきと考えており、この点を反映させた区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、現在の地域型保育給付費は、当該年度の前々年度の国庫補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により標準区経費を設定していることから、無償化に係る通年の実績が反映可能となる令和4年度以降については、無償化対応分も含めて同様の方法により標準区経費を設定すべきと考える。	地域型保育給付費について、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の利用者負担額相当分の給付費を追加し、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、一部固定費を導入するなど数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、標準区経費を都数値により改定することは、特別区の実態を反映する合理的な方法であると考え。	地域型保育給付費について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。
49	（子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等））	都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、区として国の制度改正である幼児教育・保育の無償化に係る事業を適切に実施する必要があることについては、都としても理解している。 そこで、無償化に係る各区の通年の実績が反映可能となる令和4年度以降の標準区経費の設定にあたっては、当該年度の前々年度の国庫補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により設定することを前提に、密度補正を適用するよう数値を精査した区側修正案に沿って整理する。	認可外保育施設や預かり保育などの利用者に対する補助に係る経費について、新規に算定する。 本事業は、幼児教育・保育の無償化に伴う経費を算定するものであり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。 都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等）について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
50	（認可外保育施設等保護者負担軽減事業費）	<p>都補助事業については、時限のある待機児童対策として実施していることを踏まえると、財調上も恒久的な算定とすべきとは考えていないという従来の都の考え方に変更はない。そのため、令和2年度において算定する場合でも、都補助事業のある間に限り算定すべきであると考え。</p> <p>また、都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、国の幼児教育・保育の無償化により都補助スキームが変更になったことに伴い、区としても適切な対応が求められていることは、都としても理解している。</p> <p>そこで、都補助の存続する間という条件の下ではあるが、都補助スキーム変更後の通年の実績が反映可能となる令和4年度以降の標準区経費の設定にあたっては、当該年度の前々年度の都補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により設定することを前提に、密度補正を適用するよう数値を精査した区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>認可外保育施設等保護者負担軽減事業に係る経費について、新規に算定する。</p> <p>本事業は、都の「認可外保育施設利用支援事業」に伴う経費を算定するものであり、幼児教育・保育の無償化によって補助スキームが変更になっていることから、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。</p> <p>本事業を恒久的な算定として取り扱うべきといった区側の従来の考え方に変更はないが、過去の協議においても、都区の認識の隔たりを解消することができなかったことに鑑みると、都補助事業の終了にあわせて、算定の可否について検討することは、やむを得ないと考える。</p> <p>都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、新規に算定する。</p> <p>なお、都の補助事業が存続する間の算定とする。</p>
51	（多子世帯負担軽減事業費（区立保育所等））	<p>都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考える。ただし、国の制度改正に伴う幼児教育・保育の無償化にあわせて実施する都補助事業に合わせて、区としても適切な対応が求められていることは、都としても理解している。</p> <p>今後、各区の実績等を踏まえた検証を行い、必要に応じて見直しを実施することも念頭に、特定財源の減少として整理された区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>区立保育所及び区立認定こども園を利用する多子世帯の児童に対する保育料軽減に係る経費について、新規に算定する。</p> <p>本事業は、幼児教育・保育の無償化にあわせて、令和元年10月から開始された都の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」に伴う経費を算定するものであり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。</p> <p>都側の意見を踏まえ、区立認定こども園分の経費も含め、区立保育所管理運営費における特定財源の減少として整理するよう、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>多子世帯負担軽減事業費（区立保育所等）について、新規に算定する。</p> <p>なお、「区立保育所管理運営費」の特定財源の中で算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
52	（【態容補正】区立認定こども園管理運営費（1号認定分））	利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、ルール改定事項として整理したいと考える。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考えられる。 当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当であると考えられるが、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきであり、この点を反映させた区側修正案に沿って整理する。	区立認定こども園管理運営費（1号認定分）について、利用者負担額を廃止するとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについて、異論はない。 副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏まえ、副食費の単価を見直すとともに、特定財源の減少として整理するなど、改めて標準区経費を設定した。	区立認定こども園管理運営費（1号認定分）の態容補正について、算定内容（特定財源）を見直す。
53	（【態容補正】区立認定こども園管理運営費（2・3号認定分））	利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考える。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考えられる。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当であると考えられるが、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきであり、この点を反映させた区側修正案に沿って整理する。	区立認定こども園管理運営費（2・3号認定分）について、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについて、異論はない。 副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏まえ、副食費の単価を見直すとともに、特定財源の減少として整理するなど、改めて標準区経費を設定した。	区立認定こども園管理運営費（2・3号認定分）の態容補正について、算定内容（特定財源）を見直す。
54	（【態容補正】私立認定こども園施設型給付費（1号認定分））	利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、ルール改定事項として整理したいと考える。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考えられる。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。	私立認定こども園施設型給付費（1号認定分）について、利用者負担額を廃止するとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについて、異論はない。	私立認定こども園施設型給付費（1号認定分）の態容補正について、算定内容（扶助費）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
55	（【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等（2・3号認定分））	利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考える。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考えられる。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。	私立認定こども園施設型給付費等（2・3号認定分）について、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについて、異論はない。	私立認定こども園施設型給付費等（2・3号認定分）の態容補正について、算定内容（扶助費）を見直す。
56	（障害児通所支援事業費）	区側提案にある、幼児教育・保育の無償化に伴う経費の増加分については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項として整理したいと考える。 なお、標準区経費は、既存給付費と同様に、都数値により毎年度規模を改定すべきと考える。	障害児通所支援事業費について、3歳から5歳児の利用者負担額相当分の給付費を追加し、算定を改善する。 無償化に伴う給付費の増加分の整理をルール改定事項とすることについて、異論はない。 なお、標準区経費の規模を、都数値により改定することについては、合理的な設定方法であり、妥当であると考えられる。	障害児通所支援事業費について、ルール改定事項として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
57	<p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）</p>	<p>改築工事、道路改良工事については、決算単価による工事単価に見直すとともに、その他の投資的工事については、平成26年度以降の各区予算単価や国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価に見直すとの提案となっている。</p> <p>財調制度は決算を保障するものではない以上、決算実績だけをもって区案の妥当性を主張されるのみでは、都側としては適正な見直しかどうかの判断は出来ない。</p> <p>道路改良工事について、区側の調査結果を単価だけでなく実施率や補正による影響も踏まえ、総合的に検証をしたところ、平成30年度の財調算定額は平成30年度の決算額を超過していることや平成26年度単年度分の上昇率を反映した単価でも充足していることがわかった。</p> <p>また、改築工事単価についても、道路改良工事の単価でもわかるように、単価のみの比較で見直しはすべきではなく、標準事業規模や年度事業量、補正等を含め、需要費の全体を見た上で見直すことが不可欠であり、単価の比較のみによる区側提案には合意できない。</p> <p>区側からは現行の小中学校改築工事に係る財調算定額が直近の市部の小中学校改築工事費と比較しても大きな乖離があるという状況も示されたが、毎年度算定してきた標準算定分を留保し続けている面もあると考える。</p> <p>一方で、災害時における避難場所等となる公共施設の必要な改築は適時行うことが求められることも示された。</p> <p>都としても今年度の台風による豪雨被害や今後、30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の首都直下地震が起こると予測されていることを考えると、災害時における避難場所等となる公共施設の必要な改築は適時行うことが求められることは一定程度理解できる。</p> <p>また、各区は、公共施設等総合管理計画等を策定し、公共施設等の総合かつ計画的な管理に取り組んでおり、公共施設等の更新や長寿命化などを計画的に行っていくことが必要であることは都としても認識している。</p> <p>そのため、臨時的な措置として、建築工事単価について、平成26年度から平成29年度の4年に亘る、各区予算単価の上昇率を令和4年度までの臨時算定として反映する。</p> <p>土木工事単価については、都が検証した区の調査結果があまりないためこれまでどおり平成26年度、平成27年度の2か年の国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を単年度臨時算定として反映させたいと考える。</p>	<p>平成29年度以降の協議において、急激な単価上昇があった平成26、27年度の2か年における上昇分について、各区予算単価や公共工事設計労務単価の上昇率を乗じるなど、臨時的な対応が図られているが、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じているため、改築工事、道路改良工事については、特別区の実態を踏まえ、決算単価による工事単価に見直すとともに、その他の投資的工事については、平成26年度以降の各区予算単価や公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価に見直す。</p> <p>今回の協議においては、決算単価による見直しについては、都区の認識を一致させることは困難であると考えている。これまで、平成26、27年度の2か年の増加率を反映させているが、現在に至るまで、物騰率と上昇率の乖離が広がり続けているという現状や平成27年度を超える乖離が生じている年度がある。</p> <p>また、現行の小中学校改築工事に係る財調算定額は、区側において試算した直近の市部の小中学校改築工事費と比較しても、大きな乖離がある。</p> <p>さらに、公共施設は老朽化が進んでおり、発災時において避難所としての役割を的確に担うためにも、財調算定を見直し、改築を促進する必要があると考える。</p> <p>以上の点から、区側としては、投資的経費の見直しを行う必要性があると考えており、道路改良工事及び改築工事を含めて、平成26年度以降の上昇率を反映した工事単価に見直すべきと考える。</p> <p>各区が適時改築工事に取り組めるようにするためには、より特別区の実態に近い、平成26年度以降の上昇率を反映させるべきである。</p> <p>都区の見解が一致せず、継続検討課題となっているが、従前より区側が主張しているとおり、現行の物騰率算出方法を見直すことにより、実態を適切に反映した工事単価に改善できると考える。</p> <p>しかしながら、都区双方の意見を一致させることは困難であることから、都側の主張どおり整理する。</p> <p>なお、区側としては、今回の整理を踏まえても、依然として特別区の実態と財調算定には乖離があると考えている。</p> <p>都側の意見にもあった、標準事業規模や年度事業量、補正等を含め、需要費の全体を見て、投資的経費を見直すことについて、今後の検討課題としたいと考える。</p>	<p>投資的経費に係る工事単価（建築工事）について、平成26年度から29年度の4か年分の上昇率を反映した算定とする。</p> <p>投資的経費に係る工事単価（土木工事）について、平成26、27年度の2か年分の上昇率を反映した算定とする。</p> <p>なお、建築工事は令和4年度まで、土木工事は単年度の算定とする。</p>

3 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	特別交付金	<p>(特別交付金の割合の引き下げについて)</p> <p>特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。</p> <p>各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されている。</p> <p>今年度も現行の5%を大きく超える規模で申請されていることから特段の状況の変化もなく、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要であるとの考えに変わりはない。</p>	<p>昨年度までに引き続き、「特別交付金の割合の引き下げ」及び「算定ルールの見直し」について提案する。</p> <p>(特別交付金の割合の引き下げについて)</p> <p>各区が安定的な財政運営を行うためにも、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先するべく、特別交付金の割合を引き下げるべきと考える。</p> <p>現行割合の5%については、平成19年度財調協議会において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示されたものだが、都側が配分割合の変更とセットであるとして譲らなかつたため、止むを得ず暫定的に受け入れたものである。</p> <p>都側は例年の協議において、5%を大きく超える規模の申請があることから、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要である旨の主張を繰り返しているが、5%の財源があればその規模に見合った申請を行うのは当然のことである。</p> <p>市町村民税法人分のさらなる国税化により、2,000億円に迫る大幅な減収が見込まれるような特段の状況の変化もあるからこそ、算定の透明性・公平性が高い普通交付金の財源を確保し、各区が安定的な財政運営を行うために、特別交付金の割合を5%から2%に引き下げるべきだと考える。</p>	<p>特別交付金の割合の引き下げについて、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p> <p>児童相談所開設準備経費について、算定ルールを見直す。</p>

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>特別交付金 (つづき)</p>	<p>(算定ルールの見直しについて)</p> <p>区側から、「児童相談所の開設の促進は社会的要請に的確に 応えるものであり、現在の取り扱いよりも充実させること が必要であることから、2分の2の交付率とすべき」との 考えが示されたが、区有施設の用地取得や建設に要する経 費を都区で合意したルールに基づき算定しており、庁舎な どの他の区有施設も同様の交付率の取り扱いは妥当なもの と考える。</p> <p>他方、区側から、「地方交付税においても整備費の2分の1 相当額が措置されることとなる」ことが示された。特別交 付金のルールでは、地方交付税の算定対象であるが、都区 財政調整においては普通交付金の算定対象とはなっていない 財政需要については、特別交付金において、地方交付税に 関する法令の規定による算定方式に準拠した交付率で算定 しており、児童相談所の開設前の施設整備費は、既に算定 済のものについてはその内容を修正・変更することはでき ないことから、交付率はこれまでどおりとした上で、児童 相談所の開設年度に、その同額を普通交付金で追加算定す ることで、特別交付金のルールで算定すべき2分の1相当額 を確保する。普通交付金による追加算定については、これ まで特別交付金のルールに基づき算定している算定対象額 の4分の1の額と同額を算定する。</p> <p>人件費は、これまで、特別交付金で算定してこなかった が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童心理司といった区役所にいない職種や、児童福祉司 や保護所の指導員といった区役所にはいる職種ではあるが 配置基準のある職場が多いため、新たに採用する必要があ ると考えられること ・児童の命を預かるといった社会的責任を負うこと ・政令指定を受けたことにより、開設準備のステージが一 段引き上げられたこと等 <p>から、職員の確保・育成は必要であると都も認識してお り、児童相談所の開設準備に係る人件費は、他の人件費と は性質が異なるものとして、開設前の1年間分の算定対象額 を交付率2分の1で算定する。</p>	<p>(算定ルールの見直しについて)</p> <p>すでに特別区は児童相談所設置市として国から政令指定を 受けており、その開設が間近に迫っているが、現在は一部 しか開設準備経費が算定されていない。各区が円滑に準備 を進めていくためにも、十分な財源の確保が必要となるこ とから、算定ルールを早急に見直すべきだと考える。</p> <p>これまで、児童相談所の開設準備経費は4分の1相当額しか 算定されておらず、また、人件費については算定されてい ない。地方交付税においても整備費の2分の1相当額が措置 されることとなっており、オール東京で児童虐待防止の体 制を強化するためには、開設をさらに促進していく必要が あることから、過年度分も含め、交付率を2分の2に見直す べきと考える。</p> <p>児童福祉法の改正の趣旨として、国は、児童虐待相談対応 件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加し ている状況を踏まえ、「特に都市部において児童相談所を 中心にきめ細かな対応が求められている」としている。</p> <p>特別区は児童相談所設置市として国から政令指定を受け、 職員の確保・育成などを十分に図ることが急務となってお り、人件費も算定項目の対象とすべきと考えている。</p>	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
2	減収補填対策	<p>年度途中の調整税の減収対策について、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものである。</p> <p>なお、区側から、「総務省に照会したところ、対応策の構築に向けて、現在検討中である旨の回答を得た」との発言があった。都としても、総務省が内部における検討を始めているということについては承知しており、その動向は引き続き注視していきたいと考えている。</p>	<p>区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えている。</p> <p>そこで今回、本件について改めて区側から総務省に照会したところ、対応策の構築に向けて、現在検討中である旨の回答を得たところである。</p> <p>区側としては、今後の国の動向を注視し、必要に応じて都区で働きかけを行うべきと考えている。また、検討の結果、都区で協議すべき事項が国から示された場合は、速やかに制度上の問題の解決に向けた協議に応じていただきたい。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>
	(調整税に係る過誤納還付金の取り扱い)		<p>過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてきた。</p> <p>このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っている。例年申し上げているが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたい。</p>	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
3	都市計画交付金		<p>都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しについて提案する。</p> <p>近年の傾向を見ると、特別区が実施する都市計画事業の影響もあり、都市計画税は増収傾向にある。しかしながら、特別区の都市計画交付金対象事業費が、平成29年度が800億円、平成30年度が850億円と増加傾向にあるにもかかわらず、平成29年度以降、都市計画交付金予算額は200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は毎年低下しており、実績に見合った配分となっていない。</p> <p>今後、市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれる。都市計画事業を円滑に執行するためにも、交付金総額の拡大と交付率の撤廃・改善を行うべきと考える。</p> <p>都区の都市計画事業の明確化については、平成12年度都区制度改革の際の国会質疑において、「都市計画交付金の額や配分については、都区において適切な調整がなされるべき」との国の見解が示されており、都においても、都市計画事業は当時の決算額ベースで概ね8対2の割合であることを認めた上で、区側と協議すべき重要な課題として確認する旨の見解を示している。</p> <p>都市計画税の配分について、都区で協議を行うに当たっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠である。都政の透明化、見える化を徹底し、積極的に情報公開を行うという都知事の方針を踏まえ、必要な情報を提示していただきたいと考える。</p>	

4 財源を踏まえた対応

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	財源を踏まえた対応	<p>現在の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎え、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共施設改築経費を臨時的算定すべきとの提案であるが、今年度の台風による豪雨被害や、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の首都直下地震が起こると予測されていることを考えると、災害時における避難場所等となる公共施設の必要な改築は適時行うことが求められるため、区側の提案については、都側としても異論はない。</p> <p>なお、昨年度の協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることから、今回の再調整及び臨時的算定についても、費目別、標準施設別で前倒し算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとする。</p>	<p>改めて令和2年度財源見通しが示されたが、市町村民税法人分について税制改正による減額が見込まれるものの、地方消費税について税率の引き上げや暦日要因などにより、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとのことだった。</p> <p>今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができおらず、継続検討課題とした項目も含め、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えている。</p> <p>一方、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎え、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっていることは、都区の共通認識として確認したものとなっている。</p> <p>そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案する。</p> <p>ただし、詳細については、都区間の財源配分の見直しの協議結果を踏まえて整理することが必要であると考えている。</p>	<p>公共施設改築工事費を臨時的に算定する。</p>

令和元年度都区財政調整（再調整）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	元年度の対応	<p>普通交付金の再算定に当たっては、令和元年度の財政需要を改めて見直した上で、基準財政収入額に森林環境譲与税を算入したことに伴い、相当額を基準財政需要額で算定するための経費について、再算定で算定すべきと考える。</p> <p>一方、区側からは風しん追加的対策に係る経費やマイナンバーカードの普及推進に係る経費などについて、算定すべきとの発言があった。</p> <p>そこで、今回は、国が令和元年度から同3年度までの3年間で実施する風しん抗体検査及び予防接種の追加的対策に係る経費を一括で算定する経費、基準財政収入額に森林環境譲与税を算入したことに伴い、相当額を基準財政需要額で算定する経費及び今年度の台風による豪雨被害や、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の首都直下地震が起ると予測されていることを踏まえ、災害時に避難場所等となる公共施設の改築需要に係る経費として、小中学校等の改築に要する経費を前倒しで算定する経費について、再調整で算定すべきと考える。</p>	<p>都側から、再調整項目として、森林整備等に要する経費について、提案があった。</p> <p>その点について異論はないが、区側としては、再調整で算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきと考える。</p> <p>具体的には、建築基準法に基づく防火設備点検に係る経費や、産後ケア事業費、国保情報集約システムや保険給付費等の収納事務に係る経費、また、地域交流施設や子ども医療費助成事業費の見直し、公共施設改築経費の算定が挙げられる。</p> <p>このほか、協議の時期などの理由で対応しきれなかった風しん追加的対策に係る経費や、今年6月に国から方針が示されたマイナンバーカードの普及推進に係る経費について臨時的に算定すべきと考える。</p> <p>今回示された都側提案を見ると、区側から提案した項目については一部しか盛り込まれていないが、いずれの項目も区側の考え方と一致するものであることから、令和元年度再調整については都側提案に沿って整理したい。</p>	<p>風しん追加的対策に係る経費、森林整備等に要する経費、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費の3項目について整理する。</p>